二十三項」を「第二十六条の二十第二十二項」に改め、同条第十六項中「第二十六条の二十第二十四項」を「第二十六条の二十第二十三項」に改め、同条第十八項各号列記以外の部分及び同項第一号中「第二十六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第二十七項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十三項」に改め、同項第二号中「第二十六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第二十七項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十二項」に改め、同条第十九項及び第二十項中「第二十六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第二十七項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十三項」に改める。

第十九条の十の四第二項第六号中「第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)」を「第二十六条の二十八の二第三項第一号」に改め、同条第七項第一号中「事業年度」の下に「（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第九項中「第二十六条の二十八の二第三項」を「第二十六条の二十八の二第三項第三号」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　施行令第二十六条の二十八の二第三項第五号に規定する財務省令で定めるものは、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十七第三号に掲げる委託児童の定員及び同令第三十六条の十二第三号に掲げる入居定員とする。

第十九条の十一の二第四項中「次に掲げる書類」を「当該住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書その他の書類で当該家屋が昭和五十六年五月三十一日以前に建築されたものであることを明らかにする書類」に改め、同項各号を削る。

第十九条の十一の三第八項中「(第三号」を「(第二号」に、「あつては、」を「あつてはその者が要介護認定若しくは要支援認定を受けている親族と同居を常況としている者である場合又はその者が要介護認定若しくは要支援認定を受けている場合に、第三号に掲げる書類にあつては」に、「限る」を「、それぞれ限る」に改める。

第十九条の十一の四第三項第一号ロ(3)中「第三号イ(3)」を「第三号ハ」に改め、同号ハを削り、同項第二号ハを削り、同項第三号を次のように改める。

三　その者のその居住の用に供する家屋が特定建築物である場合　その者の特定建築物の登記事項証明書、特定建築物の新築の工事の請負契約書の写し、特定建築物で建築後使用されたことのないものの取得に係る売買契約書の写しその他の書類で次に掲げる事項を明らかにする書類

イ　当該特定建築物の新築又は取得をしたこと。

ロ　当該特定建築物の新築又は取得をした年月日

ハ　当該特定建築物の新築又は取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうち当該特定建築物の新築又は取得に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額の有無

ニ　当該特定建築物の床面積が五十平方メートル以上であること。

第十九条の十一の四第四項中「第三号イ(3)」を「第三号ハ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国外所得金額の計算の特例）

第十九条の十一の五　法第四十一条の十九の五第十項において準用する法第四十条の三の三第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第四十一条の十九の五第一項に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の内容を記載した書類として次に掲げる書類

イ　当該内部取引に係る資産の明細及び役務の内容を記載した書類

ロ　当該内部取引において法第四十一条の十九の五第一項の居住者の事業場等（同項に規定する事業場等をいう。以下この号において同じ。）及び国外事業所等（同項に規定する国外事業所等をいう。以下この号において同じ。）が果たす機能並びに当該内部取引において当該居住者の事業場等及び国外事業所等が負担するリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。）に係る事項を記載した書類

ハ　法第四十一条の十九の五第一項の居住者の事業場等又は国外事業所等が当該内部取引において使用した無形固定資産その他の無形資産の内容を記載した書類

ニ　当該内部取引に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した契約書又はこれに相当する書類

ホ　当該内部取引に係る対価の額とした額の設定の方法及び当該設定に係る交渉の内容を記載した書類

ヘ　法第四十一条の十九の五第一項の居住者の事業場等及び国外事業所等の当該内部取引に係る損益の明細を記載した書類

ト　当該内部取引に係る市場に関する分析その他当該市場に関する事項を記載した書類

チ　法第四十一条の十九の五第一項の居住者の国外事業所等の業務の内容を記載した書類

リ　当該内部取引と密接に関連する他の取引（他の内部取引を含む。）の有無及びその内容を記載した書類

二　法第四十一条の十九の五第一項の居住者が内部取引に係る独立企業間価格（同項に規定する独立企業間価格をいう。以下この号において同じ。）を算定するための書類として次に掲げる書類

イ　法第四十一条の十九の五第二項の規定により法第四十条の三の三第二項に規定する方法に準じて独立企業間価格を算定する場合における当該居住者が選定した同項に規定する算定の方法及びその選定の理由を記載した書類その他当該居住者が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類（ロに掲げる書類を除く。）

ロ　第十八条の十九の三第二号ロからホまでに掲げる書類に準ずる書類

第十九条の十二第一項第一号中「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に、「名称、本店又は」を「氏名又は名称、住所等又は本店若しくは」に改め、同項第七号及び第八号イ中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改め、同条第四項第一号中「法人番号」を「個人番号又は法人番号」に、「名称、本店又は」を「氏名又は名称、住所等又は本店若しくは」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　施行令第二十六条の三十第十一項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　個人番号を有する者　官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（配分の取扱者に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第十五条に規定する還付された通知カード又は同令第三十二条第一項に規定する還付された個人番号カード

二　法人番号を有する者　次に掲げるいずれかの書類

イ　法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載があるものに限る。ロ(1)において同じ。）で、配分の取扱者に提示する日前六月以内に作成されたもの

ロ　(1)又は(2)に掲げる書類及び外国法人の第三項に規定する書類（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(1)　法人番号通知書（イに掲げるものを除く。）

(2)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十八条第四項の規定により公表されている当該外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該外国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に係る電子計算機を用いて出力することにより作成した書面（配分の取扱者に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）